

液化石油ガス設備工事届

(500kgを超え1t未満)

※下限の500kgは入りません。

【申請先 部署】

〒602-8570

京都府 危機管理部 防災消防企画課 産業保安担当

TEL 075-414-4471

FAX 075-414-4477

液化石油ガス設備工事の届出については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第18条の供給設備の技術上の基準（火気との距離2m、容器の腐食防止など）、同規則第44条の消費設備の技術上の基準等を守っていただくとともに、下記の事項についても注意願います。

記

1 自主保安の推進

法令を遵守するとともに、事業者の自己責任において、各位が保安の確保に対して最善の方法を選択し、万全を期してください。

2 他法令の遵守

他法令にも違反しないことを確認してください。

（例．火災予防条例に規定される貯蔵設備が消火の障害にならないことなど）

また、改善を指示された場合には必ず従ってください。

3 無理のない容器の交換周期

貯蔵量の計算は、ガス切れがおきない無理のない交換周期を確保してください。交換周期が通常より短くなる場合はテレメータ管理等の対策を講じてください。

4 いたづら防止対策

付近の方に不安を与えたり、いたづらを受けやすいような貯蔵の方法は避けてください。

（例．貯蔵施設に施錠するなど）

5 滞留防止対策

万が一、ガス漏洩があっても、ガスが滞留しないような貯蔵の方法を取ってください。

（例．二方向に換気孔を設けるなど）

6 警戒標

緊急時のために、貯蔵設備の外部の見やすい場所に、「LPガス貯蔵施設・燃（赤字）・最大貯蔵量・無断立入禁止・販売所の名称、所在地、業務主任者及び電話番号・貯蔵設備の管理者及び電話番号又は消費先の保安連絡担当者等・緊急時連絡先電話番号（昼間・夜間）」などを記載した警戒標を掲げてください。

7 消火器

備え付ける消火器は消防法による検定に合格した粉末消火器としてください。

8 消費先の保安連絡担当者

3m³/h以上のメーターが設置され、かつ従業員が10人以上の料理飲食店等については「LPガス保安連絡担当者」が選任され、その従業員に周知事項が徹底されるようにしてください。

9 本届出の時期

設備工事の本届出は、工事完成後に速やかに行ってください。また、諸般の事情で事前協議が出来なかった場合でも受け付けますので、必ず行ってください。

10 届出者

設備工事の本届出は、実際に配管工事を行った事業者の方が行ってください。

11 届出書類

- (1) 液化石油ガス設備工事届出書
- (2) 貯蔵設備概要書（1 t未満用）
- (3) 貯蔵設備の案内図（敷地内の見取図、住宅地図のコピーなど）
- (4) 貯蔵設備の仕様書（立面・平面図など）
- (5) 気密試験の結果（チャート紙）
- (6) その他必要と認められる書類

12 届出書の印鑑

- (1) 法人場合は代表者印（代表取締役印など）を押印してください。
（株式会社印、有限会社印、個人印は不可）
- (2) 個人の場合はみとめ印で結構ですので代表者の個人印を押印してください。
（屋号印は不可）
- (3) 押印が適正で無い場合は届出書を受理できません。

13 提出部数、提出方法、提出先

- (1) 提出部数は3部です。
- (2) 提出は返信用封筒（切手貼付）を同封してください。
〒602-8570
京都府 危機管理部 防災消防企画課 産業保安担当
TEL 075-414-4471 FAX 075-414-4477
- (3) 綴込み、製本等は行わず各部数ごとにクリップ止めで提出してください。
- (4) 用紙の大きさは、図面も含めて極力A4版に拡大・縮小コピーしてください。

14 その他

- (1) エアコンの室外機、電気のコンセント等は火気に該当しますが、メーカーの防爆証明がある電気機器は火気に該当しません。また、隣接地にある火気にも注意してください。
- (2) 貯蔵施設の構造は、設置場所の気候条件等を十分考慮してください。
- (3) 貯蔵量算定式で計算が難しい施設は、類似施設の実績値でも構いません。

《参考》貯蔵設備の構造 ブロックの場合

障壁

規則関係条項

第14条第3号、第16条第7号ただし書、第18条第2号イただし書・第3号イただし書、第19条第2号イ、第53条第1号ロ・第2号ロ、第54条第1号・第2号ロ(1)(i)ロ(ロ)・第2号ロ(1)(ii)・第2号ロ(3)

1. 厚さ12cm以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁は、次の基準のいずれかに適合するものとする。

(1) 鉄筋コンクリート製障壁

直径9mm以上の鉄筋を縦横40cm以下の間隔に配筋し、特に隅部の鉄筋を確実に結束した厚さ12cm以上、高さ1.8m（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号。以下「規則」という。）第18条第3号イただし書、第53条第2号ロ及び第54条第2号ロ(2)の場合にあつては、高さ2m。以下この項において同じ。）以上のものであつて、堅固な基礎の上に構築され、かつ、対象物を有効に保護できるものであること。

(2) コンクリートブロック製障壁

直径9mm以上の鉄筋を縦横40cm以下の間隔に配筋し、特に隅部の鉄筋を確実に結束し、かつ、ブロックの空洞部にコンクリートモルタルを充てんした厚さ15cm以上、高さ1.8m以上のものであつて、堅固な基礎の上に構築され、かつ、対象物を有効に保護できるものであること。

(3) 鋼板製障壁

厚さ3.2mm以上の鋼板にあつては縦横40cm以下の間隔に、厚さ6mm以上の鋼板にあつては縦横1.8m以下の間隔に、それぞれ30×30mm以上の等辺山形鋼を溶接で取り付けて補強した高さ1.8m以上の障壁であつて、堅固な基礎の上に構築され、かつ、対象物を有効に保護できるものであること。

2. 厚さ9cm以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁は、次の基準のいずれかに適合するものとする。

(1) 鉄筋コンクリート製障壁

直径9mm以上の鉄筋を縦横40cm以下の間隔に配筋し、特に隅部の鉄筋を確実に結束した厚さ9cm以上、高さ1.8m以上のものであつて、十分な強度を有し、かつ、火気又は引火性若しくは発火性の物と充てん容器等を有効に隔離できるものであること。

(2) コンクリートブロック製障壁

直径9mm以上の鉄筋を縦横40cm以下の間隔に配筋し、特に隅部の鉄筋を確実に結束した厚さ12cm以上、高さ1.8m以上のものであつて、十分な強度を有し、かつ、火気又は引火性若しくは発火性の物と充てん容器等とを有効に隔離できるものであること。

不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量な屋根又は遮へい板

規則関係条項

第14条第4号、第18条第2号ト、第19条第2号ハ、第53条第1号チ、第54条第1号

1. 不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量な屋根は、次の基準に適合するものとする。
 - (1) 屋根組は、材料に形鋼、軽量形鋼又はこれらと同等以上の強度を有する鋼材を使用し、その構造は、柱又は障壁に堅固に取り付けたものであること。
 - (2) 屋根材は、繊維強化セメント板、薄鉄板、アルミニウム板、繊維入り補強プラスチック（ポリエチレンを除く。）、網入りガラス又はこれらと同等以上の強度及同一面積当たり同等以下の質量を有する軽量な材料であること。ただし、繊維入り補強プラスチック（ポリエチレンを除く。）又は網入りガラスを使用する場合にあっては、屋根総面積の1/4以下とし、明かり採り以外の用途には使用しないこと。
2. 不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量な遮へい板は、次の基準に適合するものとする。
 - (1) 遮へい板は、容器に直接日光が当たることのないように、当該容器から適当な間隔を置いて取り付けられたものであること。
 - (2) 材料は、厚さ2mm以下の薄鉄板又はこれと同等以上の遮へい効果を有し、かつ、これと同一面積当たり同等以下の質量を有する軽量なものであること。
3. 平成17年3月31日現在屋根材として石綿スレートが現に設置され、又は設置もしくは変更のための工事に着手しているものについては、1.(2)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

漏えいした液化石油ガスの滞留防止のための構造又は措置

規則関係条項

第14条第5号、第18条第2号ハ、第53条第1号ニ

漏えいした液化石油ガスが滞留しないような構造又は措置は、次の基準のいずれかに適合するものとする。

- (1) 床面に接し、かつ、外気に面して設けられた換気口の通風可能面積の合計が床面積 1 m^2 につき 300 cm^2 (金網等を取り付けた場合は、その太さによって減少する面積を差し引いた面積とする。) の割合で計算した面積以上 (1箇所の換気口の面積は $2,400 \text{ cm}^2$ 以下とする。) であること。この場合、四方を障壁等で囲まれている場合にあつては、換気口は2方向以上に分散して設けること。
- (2) 次の基準に適合した強制換気装置を設けること。
 - ① 通風能力が床面積 1 m^2 につき $0.5 \text{ m}^3/\text{min}$ 以上であること。
 - ② 吸入口を床面近くに設けること。
 - ③ 排気ガス放出口を地盤面上より 5m 以上高い位置に設けること。

バルク供給（1 t 未満の貯槽で地盤面上に設置）

19条 3号イ	高圧ガス保安法第56条の4第1項で定める特定設備検査合格証			有(写し)・無	
	高圧ガス保安法第56条の6の14第2項に定める特定設備基準適合証				
19条 3号ロ	第1種保安物件に対し1.5m以上の距離（最寄りの保安物件）				
	第2種保安物件に対し1m以上の距離（最寄りの保安物件）				
	有	1種 m	無	加熱試験に合格する構造壁若しくはこれと同等以上の性能を有する壁を設置（最大2方向までで下部が地盤面に接し、貯槽の縦及び横より1m以上長く開口部がないこと）	
2種 m	消費設備設置建築物の外壁が日本工業規格A1304(1994)に規定される30分加熱試験に合格するものと同等以上の性能を有する				
19条 3号ハ	1	安全弁（バルク供給・充てん設備告示3条）		適(※)・否	
	2	液面計（同告示4条）		適(※)・否	
	3	過充てん防止装置（同告示5条）		適(※)・否	
	4	カップリング用液流出防止装置を取り付けた液取入弁（同告示6条）		適(※)・否	
	5	ガス放出防止器又は緊急遮断装置を取り付けたガス取出弁（同告示7条）		適(※)・否	
	6	ガス放出防止器又は緊急遮断装置を取り付けた液取出弁（同告示7条）		適(※)・否	
	7	均圧弁の先端にカップリング取付（同告示8条）		適(※)・否	
	8	ふた付きのプロテクターによる保護（同告示9条）		適(※)・否	
	9	「液化石油ガス」又は「LPGガス」及び「火気厳禁」と朱書（貯槽又は周囲の見やすい箇所）		適(写真)・否	
	10	緊急連絡先を表示（貯槽又は周囲の見やすい箇所）		適(写真)・否	
	11	腐食を防止する措置（同告示10条）		適(※)・否	
	12	支柱又はサドル等（底部の腐食及び転倒を防止するための適当な材料及び構造）		適()・否	
19条 3号ニ	1	基礎		平坦なコンクリート盤等	適(写真)・否
				水平	適()・否
				地盤面から5cm以上の高さ（高さ cm）	適()・否
				不同沈下等により有害なひずみが生じないようなもの	適()・否
	2	自動車等車両が接触しない措置		適(写真)・否	
	3	支柱又はサドル等を基礎にアンカーボルト等で固定		適(写真)・否	
4	大地と電氣的に接続（同告示11条）		適(写真)・否		
5	安全弁に放出管を設けること（同告示12条）		適(※)・否		
19条 3号ヘ	貯槽の外表面から2m以内にある火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置くこと			適()・否	
	最寄りの火気（物件、距離 m）		2m以内に火気あり(措置)		
19条 4号	液化石油ガスの漏えいがないものであること			適(チャート紙写し)・否	
19条 5号	プロテクター内にガス漏れ検知器を設置し常時監視するシステムと接続（同告示15条）				
	有・無	（無の場合）水平3方向周囲4m以内に1.5m以上の構造物等液化石油ガスの拡散をさえぎるものがないこと。又は3月に1回の漏洩検査を実施すること。		適()・否	
19条 6号	貯槽と調整器の間で液状の液化石油ガスが滞留しにくい措置を講ずること（同告示16条）			適()・否	
	単段減圧式調整器をプロテクター内に設置				
	二段減圧式一体型調整器を貯槽の直近に設置				
	二段減圧式分離型調整器の一時側調整器をプロテクター内に設置				
その他方法による（)					

注1(※)にはメーカーの資料等を添付し資料名又はページを記入すること。

注2()に添付した資料・図面・写真等の資料名又はページを記入すること。

バルク供給（1 t 未満の貯槽で地盤面下に設置）

19条 3号イ		高圧ガス保安法第56条の4第1項で定める特定設備検査合格証	有(写し)・無
		高圧ガス保安法第56条の6の14第2項に定める特定設備基準適合証	
19条 3号ハ	1	安全弁（バルク供給・充てん設備告示3条）	適(※)・否
	2	液面計（同告示4条）	適(※)・否
	3	過充てん防止装置（同告示5条）	適(※)・否
	4	カップリング用液流出防止装置を取り付けた液取入弁（同告示6条）	適(※)・否
	5	ガス放出防止器又は緊急遮断装置を取り付けたガス取出弁（同告示7条）	適(※)・否
	6	ガス放出防止器又は緊急遮断装置を取り付けた液取出弁（同告示7条）	適(※)・否
	7	均圧弁の先端にカップリング取付（同告示8条）	適(※)・否
	8	ふた付きのプロテクターによる保護（同告示9条）	適(※)・否
	9	「液化石油ガス」又は「LPガス」及び「火気厳禁」と朱書（貯槽又は周囲の見やすい箇所）	適(写真)・否
	10	緊急連絡先を表示（貯槽又は周囲の見やすい箇所）	適(写真)・否
	11	腐食を防止する措置（同告示10条）	適(※)・否
	12	支柱又はサドル等（底部の腐食及び転倒を防止するための適当な材料及び構造）	適()・否
19条 3号ホ	1	バルク貯槽の頂部は、30cm以上地盤から下にあること	適(写真)・否
	2	バルク貯槽の埋設した場所に自動車等車両が乗り入れることのない措置	適(写真)・否
	3	地下水のよる浮き上がりを防止する措置（同告示13条）	適(写真)・否
	4	バルク貯槽の埋設には、石塊等のない土又は砂を用いること	適(写真)・否
	5	バルク貯槽の周囲にガス検知用の孔あき管を設置（同告示14条）	適(写真)・否
	6	バルク貯槽の水平投影斜面の四隅に標識杭を設置	適(写真)・否
	7	プロテクターのふたは、厚さ5cm以上の不燃性の断熱材を裏当てすること	適(写真)・否
19条 3号ヘ	貯槽の外表面から2m以内にある火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置くこと		適()・否
	最寄りの火気（物件	、距離 m）	
19条 4号	液化石油ガスの漏えいがないものであること		適(チャート紙写し)・否
19条 5号	プロテクター内にガス漏れ検知器を設置し常時監視するシステムと接続（同告示15条）		
	有・無	（無の場合）水平3方向周囲4m以内に1.5m以上の構造物等液化石油ガスの拡散をさえぎるものがないこと。	適()・否
19条 6号	貯槽と調整器の間で液状の液化石油ガスが滞留しにくい措置を講ずること（同告示16条）		適()・否
		単段減圧式調整器をプロテクター内に設置	
		二段減圧式一体型調整器を貯槽の直近に設置	
		二段減圧式分離型調整器の一時側調整器をプロテクター内に設置	
	その他方法による（		）

注1（※）にはメーカーの資料等を添付し資料名又はページを記入すること。

注2（ ）に添付した資料・図面・写真等の資料名又はページを記入すること。

様式第 48 (第 88 条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

液化石油ガス設備工事届書

年 月 日

京都府知事 殿

氏名又は名称及び
法人にあっては
その代表者の氏名

印

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 38 条の 3 の規定により、次のとおり届け出ます。

工事に係る供給設備又は消費設備の所在地	
当該設備の所有者又は占有者の氏名又は名称	
当該設備の使用目的	
貯蔵設備の貯蔵能力	
工事の内容	

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
 - 3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第1 (第1条の5関係)

圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始(廃止)届出書

京都市		消防署長 殿		年 月 日	
届出者					
住所				(電話)	
氏名 (印)					
事業所の所在地 及び名称	所在地				
	名称				
貯蔵し、又は 取り扱う倉庫、 施設等の名称	貯蔵し、又は取り 扱う倉庫、施設等 の構造等の概要	貯蔵し、又は取り 扱う物質の名称	最大貯蔵数量 又は最大取扱 数量(kg)	消火設備の概要	
物質に対する処 理剤の種類及び 保有量	種 類		保 有 量	対 象 物 質	
貯蔵又は取扱開始(廃止) 予定年月日					
緊 急 時 の 連 絡 先	昼 間	(電話)			
	夜間・休日	(電話)			
そ の 他 必 要 な 事 項					
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 「処理剤」とは、消石灰等の化学処理剤及び乾燥砂等の吸着剤をいう。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。
- 5 貯蔵又は取扱いを開始しようとするときは、倉庫、施設等の位置及び倉庫、施設等内における物質の貯蔵又は取扱場所を示す見取図を添付すること。

【記入例】

様式第1（第1条の5関係）

圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書

京都市		消防署長 殿		年 月 日	
		届出者			
		住所		(電話)	
		氏名		印	
事業所の所在地 及び名称	所在地	京都市下京区〇〇町〇〇番地			
	名称	ラーメン京都西大路七条店			
貯蔵し、又は 取り扱う倉庫、 施設等の名称	貯蔵し、又は取り 扱う倉庫、施設等 の構造等の概要	貯蔵し、又は取り 扱う物質の名称	最大貯蔵数量 又は最大取扱 数量(kg)	消火設備の概要	
ラーメン京都 西大路七条店	鉄骨造 面積10㎡	LPガス	500kg	消火器1本 粉末ABC-10型 メーカー名	
物質に対する処 理剤の種類及び 保有量	種 類	保 有 量	対 象 物 質		
貯蔵又は取扱開始(廃止) 予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日				
緊急時の連絡先	昼 間	京都商店 京都一郎 (電話 314-0000)			
	夜間・休日	京都商店 京都一郎 (電話 314-0000)			
その他必要な事項					
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 「処理剤」とは、消石灰等の化学処理剤及び乾燥砂等の吸着剤をいう。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。
- 5 貯蔵又は取扱いを開始しようとするときは、倉庫、施設等の位置及び倉庫、施設等内における物質の貯蔵又は取扱場所を示す見取図を添付すること。

《添付書類》(1)現場の地図 (2)敷地内での容器庫の位置図